

行政常任委員会会議録

[平成 28 年第 1 回定例夕張市議会付託]

平成 28 年 3 月 15 日(火曜日)

午前 10 時 30 分開会

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成 28 年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 平成 28 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成 28 年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成 28 年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成 28 年度夕張市介護保険事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成 28 年度夕張市診療所事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成 28 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (8) 議案第 8 号 平成 28 年度夕張市水道事業会計予算

◎出席委員 (8 名)

大 山 修 二 君  
本 田 靖 人 君  
高 間 澄 子 君  
小 林 尚 文 君  
今 川 和 哉 君  
熊 谷 桂 子 君  
君 島 孝 夫 君  
千 葉 勝 君

◎欠席委員 (0 名)

◎出席参与

市長、板谷監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等

午前 10 時 30 分 開会

●大山委員長 それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

●大山委員長 本日の出席委員は 8 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、参与の出席であります。市長、板谷監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されております。

●大山委員長 本日の行政常任委員会は、本会議において付託されました新年度予算について審査を行います。

審査の進め方についてであります。本会議において理事者から提案説明がなされておりますので、直ちに大綱的な質疑を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、ほかの会計は会計ごとに一括して順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと考えておりますが、そのように取り進めてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

なお、本常任委員会は、本日 1 日間の開催となっておりますので、議事の進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

●大山委員長 それでは、大綱的な質疑を行います。

本田委員。

●本田委員 それでは、大綱的質問を 2 件、通告に従いさせていただきます。

まず、予算編成方針について質問いたします。

平成 28 年度市政執行方針においては、平成 27 年度における歳入歳出予算の執行状況を踏まえ、平成 28 年度においても経費全般について適正化を図り、

着実に財政再建を推進するとともに、地域再生のために限られた財源の中で効果的な政策展開を図るとあります。

また、平成 28 年度は、財政再生計画の 8 年目の予算編成となるものであり、その主な特徴として、夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の内容に基づいた事業経費を盛り込んだところでございます。

厳しい環境の中でも、当初予算の平成 27 年度と比較すると 9 パーセント増の 9 億 1,677 万 5,000 円、財政再生計画の当所計画額との比較では 24 パーセント増の 21 億 4,879 万 8,000 円と積極予算といっても過言ではないものと評価しております。

このような予算編成を行った、市長の思いを改めてお聞かせください。

次に、2 点目として、企業版ふるさと納税獲得に向けた取り組みについて伺います。

市長が夕張市の再生方策に関する検討委員会報告書を持って、北海道知事や総務大臣、官房長官のもとを訪れ、財政再生計画の抜本的見直しに対する要請を実施されたことについては、先日の第 1 回定例議会 2 日目の 10 日に大綱質問にてお聞きしたところでありますが、地域の再生に向けた新たな取り組みを実施する際の財源については、来年度からスタートすると言われている企業版ふるさと納税による歳入増が期待されております。

しかし、企業版ふるさと納税については、まだ制度がスタートしていないため、不確定な部分が大きいのが現状かと思えます。とはいえ、市民が希望を持てる事業を実施するには、企業版ふるさと納税の獲得が必要不可欠であると私は考えます。

そこで、企業版ふるさと納税の獲得に向けた取り組みについて 2 点、伺います。

まず、第 1 に、企業版ふるさと納税の獲得に向けた取り組みを行うための予算措置について、どのようにお考えになっているのか伺います。

第 2 に、企業版ふるさと納税獲得に向けて、どのような具体的な取り組みをお考えになっているのか伺います。

以上です。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 本田委員のご質問にお答えいたします。

まず、予算編成に当たっての市長の思いと、こういうことについてでございます。

本田委員がご質問の中で触れていただきましたが、前年費で 9 億 1,677 万 5,000 円、率にして 9 パーセントの増という一般会計における予算編成になっております。

この編成に当たってでありますけれども、新規事業の部分に当たっては、今、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略のパブリックコメントが昨日から 24 日まで現在行われておりますが、総合戦略策定後初の年度、いわゆる全国の自治体においても、そういった地方総合戦略の実行関連ということで、さまざまな政策が実行されていくのが次年度になります。

本市に当たっても総合戦略を策定しておりまして、その中で私の五つの挑戦の中で掲げております資源、子育て、住宅など関連予算を中心に、事業経費及び市民生活の安心安全、地域の再生につながる観点から、必要性の高い事業については計上させていただいているというところでございます。

また、人件費関係については、将来に向けて安定的な行政運営確保の観点から計画では 1 名の採用、そのほか、これは皆さんに直接的に歳出面で大きな影響はないのですが、保育料の見直し等も行いながら、計画外事業で緊急に実施することが必要になっているものについては計上させていただいています。

そういった積極的な当初予算計上に当たっては、財源といたしまして、財政調整基金の繰り入れということで財源措置をしております、これは 5 億円崩すという形になっております。

また、幸福の黄色いハンカチ基金においても、過去最大の充当で 1 億円という形で予算として活用させていただいておりますので、そういった意味からも当初ででき得ることはしっかりと実行していくという視点に立って、28 年度の予算を編成させていた

だいたところでございます。

追加で補足させていただきますと、平成 27 年度の補正予算においても地方創生加速化事業ということで、これは議会の中でもご質問いただいておりますが、幸福の黄色いハンカチ思い出広場の再生プロジェクトですとか、清水沢エコミュージアムですとか、ここら辺の部分は議会議論でも触れていただきましたが、そういったものも補正ですけれども、実行は次年度になりますか、そういったものも含めると、当初並びに補正で次年度実行する部分については積極的な予算ということで、財政再建とともにやっていく方針でもって調整をいたしたところであります。

2 問目の企業版ふるさと納税の部分のご質問ございました。

こちらは今現在、企業版ふるさと納税の税法とか、また関係する地域再生法の一部改正等議論が行われておりまして、まだ現時点で法が通っていないということであることをお含み置きいただければと思いますが、そもそもこの企業版ふるさと納税については、地方版の先ほどお話した総合戦略に位置づけられた事業であって、仕事の創生や結婚、出産、子育てとの観点から効果の高い地方創生事業について、本市が昨年 1 月 22 日に認定を受けておりますが、地域再生計画、こちらを策定して国の認定を受け、その認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、当該寄附について税の優遇措置が受けられるという制度であります。

こちらが今、法案の審議等いただいているという状況でございます。まずこのことを初めに申し上げます。

その上で、予算措置の部分についてのご質問でございますが、企業版ふるさと納税のための予算措置ということの特段、それを単独での予算措置等には行っておりません。しかしながら、企業誘致等の活動にあわせた予算計上がございますから、こういったものも活用させていただいて、企業版ふるさと納税獲得のための企業への働きかけというのを、次

度しっかり行っていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、現在、税法及び地方再生法の一部改正について議論が行われている状況でございますから、こういった法案の審議状況や制度の動きというものをしっかり注視をしながら、活動の状況というものも考えていきたいと思っています。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 ありがとうございます。

今、市長のご説明の中で、企業版ふるさと納税の獲得に向けた予算措置はまずないよということで、今後、獲得に向けては企業誘致とあわせてお声がけをして獲得に向けて動いていくというようなお話だったかと思えます。

これはおそらく企業誘致をする際に、全国回って、夕張に工場や会社を建ててくださいという話をするのとあわせて、ふるさと納税のお願いをするというような流れなのかなというふうに考えるのですが、実際にその企業誘致に行った企業にのみならず、広く夕張へぜひ納税をしてください、ふるさと納税を入れてくださいというような活動も必要かと思うのですね。

例えば、チラシですとかパンフレットのようなものをつくる、または、ホームページを更新して夕張に企業版ふるさと納税を入れていただくとかこんなふうに使わせていただけますよといった、そういったような PR をすることも必要なのではないのかなというふうに考えるのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 企業版ふるさと納税の私の考え方でございますけれども、企業誘致、これはしっかりやっていかなければいけません、いわゆる法人税、法人住民税の一部控除を財源とした寄附でございますから、会社の移転は夕張に会社を持ってくるわけではないけれども、納める税金の一部を夕張に入れ

るということを考えれば、非常に雇用の面というのがついてきませんが、お金の面ではまさに企業誘致と同じような効果が、あらゆる可能性を持った制度であるというふうに思っておりますので、そこは積極的にあらゆる具体的な夕張に立地していただくという企業に限定した形ではなくて、例えば今 2 億円弱の個人のふるさと納税が来ております。ただ、これは企業単位で入れてくれているところもあります。ですから、そういったところは既にもう入れてくださっているわけですから、この控除額というのが今の制度の中では 6 割控除まで拡大すると、6 割はバックがある。寄附として法人が納めることができるという制度を検討しているということですから、既にそういう夕張に寄附していただいている企業が、もしかしたら同じ負担感でより多くの額を寄附できる可能性があるという部分があると思います。

ですから、そういった既存の企業への活動、また新規の活動、これは法案等の動きを見てからということが当然ありますが、おそらく地方創生の事業を進めていくに当たって、政府側からも、例えば 3 団体と呼ばれる経団連だとか経済同友会だとか商工会議所だとか、そういったところに対して、そういう企業版ふるさと納税をぜひご協力いただきたいということを、政府側から要請するようなこともあるのではないかとこのように私は見ておまして、そういった動きとともに先日政府からも企業版ふるさと納税という言葉を出した中で、しっかりと夕張を支えていきたいというご発言もございましたが、そういったご発言も踏まえてしっかりと具体的な営業活動をやっていきたい。

また、本田委員のご指摘のあったホームページの部分、または PR チラシのお話もございました。このホームページの部分は制度がしっかり見えてきて、中身が安定した段階で検討していきたいと思っておりますし、チラシの部分というものも効果が見込まれるということがわかれば、これは積極的にやはり考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、現状として今お話ししたような活動を展開

していくことが、現時点でベストではないかと思っていますので。

●大山委員長 よろしいですか。

●本田委員 わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。  
今川委員。

●今川委員 私のほうからは、市職員の研修や調査のための事業についてどのように行う予定であるかをお聞きいたします。

過日、市長の方へ執行されました夕張市の再生方策に関する検討委員会の報告書においても、これからの夕張市に必要な取り組みについて、市職員の処遇改善や人材確保、能力向上に資する研修等の実施を要望する声も大きい。そして、研修機会の拡大などを通じた人材育成のための施策が必要とされておりました。

処遇改善と平行しながら、職員個々の能力向上を図っていかなければ、市の行政執行体制は確保できません。

特に、若い職員にとって、自分のキャリアアップやどのような経験を積めるかは人生を左右する重要な要素だと思います。来年度も新規に入られる職員がおられますが、このような方々が今後どのように成長していくかが、今後将来の夕張市の未来を左右する大きな影響を与えることでしょう。

夕張市は厳しい財政状況ではありますが、ぜひとも職員の研修や調査のための機会をうまく提供していただきたいと思います。

そこで、市職員の研修、調査については、どのような取り組みを行う予定であるのかお伺いいたします。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 今川委員のご質問にお答えいたします。

研修や調査の実施についてのご質問でございますが、まずはその前提のお話でございますけれども、行政執行体制の確保と、こういう部分についていうと、処遇の改善やしっかりとした定数の確保という

ことが十分図られることがまず前提でございますが、必要な職員数を確保するという中で今川委員のご指摘のあったような、職員それぞれがしっかりとスキルアップをし、また将来において自分が取得したいという技術ですとか知識というものを得られる環境をつくっていくのが極めて、重要なことと考えております。

本年度の予算編成の中においても、職員研修に要する経費ということを計上させていただいているところでもあります。

一体どういうことを、じゃ、その予算でやるんですかという部分について言うと、こちらの方として今想定しているのは、北海道の市町村職員研修センターが開催する研修というものがそもそもございます。この内容についてそれぞれ見ますと、非常に有意義なものであるということから、従来対象としてこなかった宿泊を伴う研修についても、なかなか参加できないと、宿泊を伴う研修については参加できないという状況があったものですから、ご希望があってもなかなか職員が行けないという状況もございましたので、予算措置の中でそういったものも選択できる環境を整えていきたいなというふうには思っております。

また、調査の部分のお話でございますけれども、庁内ワーキンググループの中で先進地視察を行ったりだとか、そういったことは一部既にやってきたこととでございます。これからもそういった、今さまざま未来への方策というものもつくっていかねばいけない中で、非常に効果の高いものについては、旅費等の中でしっかり認めていきたいというふうには考えております。

また、そういった研修を受講しに行くということになりますと、多くの人間が一遍に行くということではなかなかできないものですから、外部講師を招いて、この間も、例えば道の職員の方にご協力をいただいたりもしながら、契約に係る研修等もやってきたわけでございますが、そういった外部講師を招いて多くの方にそういった研修を受講していただくと

ということも検討していかねばならないというふうには考えております。

また、今、お話をした研修に行く、または講師に来ていただく、自分で行きたいところをみんなで考えていくという研修はもちろんできることからやっていくわけですが、今後という意味でいうと、今さまざま派遣職員という形でほかの自治体から来ていただいているわけですが、例えば北海道や他市だとかというところと交流人事とか、そういったことを行っていくなど、中長期的な中ではそういったことも検討していく必要があるのではないかなというふうには思っておりますし、またそういったニーズも職員の中から聞こえてきている部分もございますので、そういったものは今後の部分ではございますが、検討していきたいなというふうには思っています。

以上です。

●大山委員長　よろしいですか。

今川委員。

●今川委員　ありがとうございます。

答弁の中で、市町村職員研修センターにおける研修に行かせているという答弁がありました。こちらは対象者はどのようになっているのでしょうか。若い職員だったり中堅や幹部候補などがいろいろいらっしゃるかと思うのですが、希望があった職員が全員が行けるものなのでしょうか、それともこういう職員を中心に行かせているというものがあるのでしょうか。

よろしく願いいたします。

●大山委員長　市長。

●鈴木市長　研修内容によって対象についてもあわせてお知らせが来るのですよね。こういう方が受講した方がいいのではないですかということから来ます。年間スケジュールとかも来るものですから、ただ、今までだとやはり宿泊を伴う研修に、やはりなかなか行けないよということと、あとやっぱり業務が非常に繁忙な中で研修に行くということに対する環境づくりという部分がハードルになっている部分

があると思いますので、ある意味ではこちらで計画的に、この段階にはこういう研修をぜひ受けてくださいねということも整理をしながら、積極的な研修を受けていただく呼びかけというのも同時にやっていかないと、今までと同じような流れではなかなか、やはり職場に迷惑をかけるのではないかとかいろいろの部分があって、学びたいんだけど難しいよなど思っている方もいるのではないかとということもありますから、そこら辺も踏まえて考えていきたいというふうに思っています。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 多人数で行くとなると、やはり旅費の面が大きかったりすると思うのですが、今後、市内での視察や市内からの講師の招聘というような研修の機会の提供をもっと行っていくとよいのではないかと考えるのですけれども、この点について市長はいかがお考えなのでしょう。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 外部講師にお越しいただいて、先ほど委員からご指摘のように、確かに来ていただいて庁内でお話しいただくというのが一番負担が少ない部分がございます。

その中で、職員がぜひこういう話を聞きたいんだというニーズと市内におけるそういう専門的な知識を持った方の協力が得られる環境づくりがかなうのであれば、それも当然一つの手法ではないかというふうに思います。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、市の職員の人材というものは、夕張市の将来の財産でもありますので、研修機会の提供の確保をお願いしたいと申し上げたいと思います。

以上です。

●大山委員長 ほかにございませんか。

千葉委員。

●千葉委員 千葉です。よろしくお願ひします。

国民健康保険事業の特定健診事業について、1 点ご質問いたします。

特定健診受診率について、平成 29 年度に 60 パーセントにする目標がありますが、平成 28 年度の目標について伺いたいと思います。

また、受診率を上げるためにどのような取り組みをするのかについて、あわせてお願いいたします。

以上です。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 千葉委員のご質問にお答えをいたします。

まず、目標については 60 パーセントにする予定でございます。

特定健診の目標についてでありますけれども、平成 20 年度より全ての保険者に特定健康診査と特定保健指導の実施が義務づけられまして、本市においても他の被保険者と同様に平成 20 年から 24 年度の 5 年間で期間とする第 1 期計画を策定をし、平成 25 年度に次の 5 年間における第 2 期計画を策定し、現在取り進めているところであります。

第 2 期計画の策定に当たって、国が目標とする受診率 60 パーセントを最終年度である 29 年度の目標というふうに設定をし、それまで段階的に目標値を上げることとしたため、平成 28 年度、目標は計画では 50 パーセントとなっております。最終的には 60 パーセントを目指すということでもあります。

しかしながら、今年度、平成 27 年度の最終受診率が 25 パーセントに至らない見込みであります。平成 28 年度はこのような結果を踏まえて、少しでも目標に近づけるべく努力をしていかなければならないということでもあります。

具体的には、特定健診の受診に関して平成 23 年度より自己負担分、こちらを無料としております。これは当然今後とも続けていく考えです。また、情報提供ということで、広報紙や市のホームページ、ツイッターなどの掲載、窓口や郵送物の納包によるポスター、チラシの配付、こういったものを行います。

また、受診勧奨事業ということで、対象者への健診受診券の発送、電話、訪問、ダイレクトメールなどの個別の勧奨で今年度の受診者、今年度受けた人に対して、その会場で次の年度の受診の予約を受け付ける。これは新しくやっているわけですがけれども、また来年も来てくださいねというのを、その場でやっってしまうということなどを行っているところということでもあります。

これは行政一丸となって、ぜひ健診を受けてくださいということを取り組みを進めておりますので、各委員の皆様にもご自分の受診はもちろんのことでございますけれども、ぜひ地域の皆さんに無料でございますし、お声がけをいただいて受診率アップのためにお力をおかしていただければ、こんなありがたいことはないなと思っています。

●大山委員長 千葉委員。

●千葉委員 ご答弁ありがとうございます。

いろんなことをやってきているのですけれども、なかなか受診率が上がらないと、先ほど市長の答弁でもありましたように、今年の最終受診率が 25 パーセントに至らない見込みであるという答弁だったんですけれども、あわせて 28 年度の目標が 50 パーセント、最終的であります 29 年度には 60 パーセントに近づけていく努力はしていくとのことなのですが、国が 60 パーセントの目標でありますけれども、夕張市もその 60 パーセントの目標でなければいけないのか、目標がちょっと高過ぎるのでないかと私は考えるのですけれども、市長の考えはいかがですか。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 これは実際目標に達成していないわけですから、高い目標だと言わざるを得ないと思います。

ただ、一方では国のほうで 60 パーセント目指しなさいということによっておまして、本計画においてもそれを目指さなければならないという状況になっていますから、現実的な数字に置きかえるべきではないかというご指摘だと思いますが、この計画の

つくりとしてはそういうつくりになっているということでもありますので、そこを目指して少しでも受診率というのを上げていくということをやっつけていかなければならないというふうに考えています。

●大山委員長 千葉委員。

●千葉委員 では、結果として 60 パーセントに達することを期待しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいのと、先ほど市長より我々委員についても何か地域で声かけをしていただきたいという、そういうお話があったのですけれども、この委員の中には町内会の役員をされている方も多分いるようですので、地域に帰ったら皆様方に声をかけてくれるのではないかと私は期待しておりますので、市長もご期待していただければと思います。

これで終わります。

●鈴木市長 わかりました。

●大山委員長 それでは、ほかにごございませんか。高間委員。

●高間委員 私からも、ちょっと国民健康保険事業会計について質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険料の改定についてお伺いをしたいと思います。

平成 26 年度の各会計決算審査報告書におきまして、私も監査委員の 1 人として国民健康保険事業に対して、次のような内容の報告をいたしております。

それは、被保険者の保険料負担の平等性を保つことと、応益、応能の均衡を図る必要性から毎年保険料の算定を行う中で、現在の基金積立額を勘案して保険料改定を実施することを求めるという、こういう内容の報告があったと思います。

また、今年度の施政執行方針の中においても単年度収支の均衡に努めながら運営を行うと、こういうふうにございます。

平成 26 年度の決算におきまして、739 万 3,000 円が基金に積み立てられておりますし、また現在基金の積立額は 1 億 500 万円という、こういう金額になっております。

そこでまずお伺いしたいのは、この保険料の算定

は毎年行っているのかということ、2 点目には今年度の決算状況にもよると思いますけれども、平成 28 年度において保険料の改定を行う予定があるのかどうかということで、まずここをお聞きしたいと思います。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 高間委員の国民健康保険の保険料の改定についてのご質問にお答えいたします。

まずは、このプロセスについてご説明させていただきたいと思いますが、平成 28 年度に当てはめて、まず説明をさせていただきますと、平成 28 年度の予算要求のときに、平成 27 年度の料率に基づいて試算したものを予算計上して、平成 27 年度決算の見通しが明らかになった段階で改めてその収支に基づき 28 年度の保険料率を幾つかのパターンで算出をし、私を含めた内部検討というものをまず行います。そこで方向性が出たものを事務局案といたしまして、夕張市国民健康保険運営協議会、こちらに諮りまして、協議会で同意されたものを夕張市国保条例の一部改正案に折り込みまして 6 月の定例市議会にお諮りするということで、これは毎年度同じ形でやっていますので、まず算定をどのように行っているのかということについては、このような形で毎年やっていますということでもあります。

それとあと、基金に積み立てているじゃないかということのご指摘と、その保険料の部分に今それを充当できないか、いわゆる保険料を下げることをできないかということもご指摘があったかと思いますが、委員ご承知のとおり平成 21 年度、22 年度の国保会計が黒字であったと、こういうことから 22 年度、23 年度の国保料を改定した経過がまずございます。これは過去の経過の中でございます。しかしながら、その 23 年度に 5,000 万円、翌年度の 24 年度に 6,800 万円の収支不足ということになって、都度基金を繰り入れし赤字を回避することと同時に、実質的な赤字となりながらも保険料率のアップを控えるということに対応したことは記憶に新しいものがあるかと思えます。

平成 24 年度よりこれまで、結果的に保険料は改定をせずに、幸いにも平成 25 年度、26 年度の 2 カ年、国保会計は黒字が続いておりますことから、決算剰余金を基金に積み立てまして、先ほどご指摘がありました約 1 億円の残高を生むことができておりますが、これは毎月 1 億円程度の支払いがあるのですね。かつ変動要素、皆さんが病院受診される内容というのも変わってまいります。そういう要素が大きい医療費というものを取り扱う立場として考えると、中長期的に見て何が被保険者である市民の皆様にとってメリットがある手法なのかということを考えてときに、平成 28 年度の保険料率算定に当たっても、これまでと同様慎重に検討した上で、国保運営協議会、そして市議会に諮っていくことが必要ではないかというふうに考えています。

端的に言いますと、毎月 1 億円の支払いがある中で、12 カ月、1 年間ございますので、その中での基金 1 億円弱ということでございますから、そういう意味では単年度同士の収支が黒字になっておりますが、そういった総体的に考えて判断をしなければいけない案件ではないかと思っています。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

高間委員。

●高間委員 わかりました。

引き続き、また、今後も保険料の安定に努めていただきたいなどというふうに希望いたします。

次に、医療費の適正化についてお伺いをいたします。

国民健康保険事業の運営の安定化を図る上で、医療費の適正化が必要であると、こういうふうに理解しております。医療費の適正化において、ジェネリック医薬品の利用促進もその一つと思っておりますが、その利用の勧奨などの取り組みと、また、ジェネリック薬品の利用割合についてお伺いしたいと思います。

引き続き、もう 1 点あるのですけれども、レセプト点検も医療費の適正化を図る上で重要な事業であ

ると、こんなふうにも思っております。その点検によりどの程度効果があるのかということで、まずこの 2 点最後にお伺いいたします。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 高間委員の質問にお答えいたします。

ジェネリック医薬品は高間委員と何回かやりとりをした記憶がございますけれども、本市におけるジェネリック医薬品の普及の取り組みとして、パンフレットやジェネリック医薬品希望カード等を機会があるごとに交付をしまして啓発に努めるとともに、ジェネリック医薬品未使用の被保険者を対象に、ジェネリックを使用した場合との差額通知というものを郵送しまして、利用の勧奨というものをこれまで行ってきたところでございます。

国においてはジェネリック医薬品の使用率を 80 パーセントにする目標を出しておりますが、本市の直近 1 年間の平均を見ると、ジェネリックの使用率が 64.4 パーセント、単独では 79.3 パーセントになる月があるなど、これは一定の評価ができるのではないかなど、効果が出てきているのではないかなどということがいえるのかなど思っています。

また、2 点目でご確認のございましたレセプト点検でございますけれども、医療費適正化の効果の部分でございますけれども、本市は 2 名の臨時職員を専任で雇用しまして点検を行っております。平成 26 年度の実績で 1,150 万円の財政効果を生みまして、被保険者 1 人当たりだと約 3,800 円の医療費の低減化になっているところです。

これが全体から見てどういう評価なのですかということで見ると、道内の市町村の平均値と比較すると、この 1 人当たりの低減価格が 2,000 円近く上回っているということでございますから、そういう意味では非常に国保運営安定化の重要な取り組みの一つとして今後ともしっかり進めていきたいと考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

●高間委員 ありがとうございます。

3 月ごろの広報にもお知らせもジェネリックの比

較のお知らせをするというような内容で広報はされておりました。様々な内容の検討をしながら、今後も国保運営安定化の取り組みを進めていただけたらと思っております。

●大山委員長 ほかにございませんか。

熊谷委員。

●熊谷委員 生活困窮者自立支援業務について伺います。

子どもの貧困率が 6 人に 1 人ですとか、格差社会といわれる昨今ですけれども、今、夕張市において生活困窮者自立支援業務について、どのような内容の支援を計画しているのか伺います。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 熊谷委員のご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援業務についてでありますけれども、近年、稼働年齢層世代の生活保護受給者が著しく増加しており、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、安定した生活のための支援を行うことが喫緊の課題となっております。

生活困窮者自立支援法は、こうした背景のもと新たな支援策の法制化により重層的なセーフティーネットとして機能し、生活に困窮する方々が意欲を持ち、自立した生活を築くことに寄与することを目的といたしまして平成 27 年 4 月 1 日に施行されたところであります。

夕張市といたしましては、この法律で必須事業とされております就労、その他の自立に関する相談支援などを行う自立相談支援事業と再就職のための居住の確保が必要な方に対し、家賃費を有期で給付する住居確保給付金の支給を法が施行された 27 年 4 月、本年度当初からスタートしてきたところであります。これらの制度により支援を必要とする方々ができるだけ早く困窮状態から脱却できるように取り組みを進めてきたところであります。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 本市で生活困窮者自立支援法の対象者というのは、まだどのぐらいいらっしゃるのか、

そして一般的にはこの自立支援法の問題点として現金給付がなく経済的支援が住宅給付のみであり、委託業者によっては生活保護になかなかつなげてもらえない、そういうことがあるということが問題になっているのですけれども、夕張市の場合は生活保護も含めて効果的な支援が受けられる体制がとられているのかどうかお聞きします。

それから、他の制度や関係機関とのさらなる連携というのも必要だと思うのですが、そういったことも含めてお願いします。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 対象者の部分でまず、ございますけれども、生活困窮者自立支援法の定義でございますが、生活困窮者の対象者は現に経済的に困窮し、最低生活が維持できない者となっており、困窮者の収入や所得等の定義が明確でないために、市として対象者を正確に把握するということが難しい状況がまずございます。

一方、本市において生活保護の相談を受けた実世帯数でございますが、平成 26 年度で 31 世帯あり、そのうち 18 世帯は相談時に生活保護の申請を行い、保護を適用している状況にあります。差し引き 13 の生活困窮者と思われる世帯については保護の適用はしていないものの、今後失業等による困窮度が高まるおそれがあるため、各種減免制度など他の法律、他の施策の活用等について助言をしているほか、必要に応じて庁内関係機関につなぎ、行政として連携、連続した支援に努めているところであります。

なお、今後については、新法の制度周知に努め、熊谷委員のご指摘ございましたけれども、関係機関とのネットワークを構築をしまして、対象者の人数把握というのは今後もさらに努めていかなければならないという認識は持っております。

●大山委員長 よろしいですか。

熊谷委員。

●熊谷委員 夕張市の場合は生活保護もきちんとつながっているということで、大変安心したところです。

この制度を、新しい制度ですけれども、実施していく上でどんな課題があるのか教えていただけますか。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 課題でございますが、孤独死を初め、親子間の貧困の連鎖や地縁、血縁の希薄化などを背景といたしまして、生活困窮者支援を進める上で最も重要なのは、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワーク、いわば入り口づくりでございますけれども、こういったもののほか、包括的な支援体制づくり、そして自立した生活を継続するための社会資源の整備が課題であるというふうに思っております。

また、個々のニーズに応じた支援を提供するため、他分野も含めた地域資源を把握し活用すること、その資源が不足する場合は、新たに創出することによって生活困窮者が排除されることがない地域社会を創造し、生活困難社会が支えられる側から将来は支える側に回ることができるよう制度を充実していくことも、あわせて課題であるというふうに考えております。

なお、本市においては福祉事務所を初め、保険介護、障がい、健康保険、上下水道、教育などを構成員といたします支援調整会議を開催いたしまして、生活困窮者への連続、連携した支援に努めるほか、産業構造初め人口減少や少子高齢化など、共通の課題を抱える空知管内の中で、生活困窮者を効率的かつ効果的に自立支援ができるよう意見交換も継続して行っているところであり、今後もこうした連携の強化ということを努めていくべきであろうというふうに考えています。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 数値を見ますと 2012 年の 10 月から 12 月期に比べまして、昨年同期までのこの安倍政権の 3 年間で低賃金の非正規雇用が 172 万人増えまして、正規の雇用が 23 万人も減っています。ワーキングプアの増加や貧困率の上昇など、アベノミクスのもとで貧困と格差が本当に拡大しています。

そういう社会状況の中で切実に求められている支援だというふうに思います。多くの市民に情報が届くように、そして支援体制の充実ですとか制度の充実に向けて今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

●大山委員長 ほかにございませぬか。

[発言する者なし]

ないようですので、これで大綱的な質疑を終わります。

●大山委員長 それでは次に、各会計予算案の審査に入ります。

初めに、一般会計であります、事項別明細書により、歳出から審査をしてまいります。

それでは、55 ページをお開きください。

1 款議会費、56 ページまでであります。

ございませぬか。

[発言する者なし]

それでは、2 款総務費、57 ページから 74 ページまでであります。

今川委員。

●今川委員 総務費総務管理費の中の 13 節委託料ストレスチェック業務委託料についてお伺ひします。

●大山委員長 何ページになりますか。

●今川委員 58 ページ、13 節、こちらのストレスチェック業務委託料は今回初めての計上となるかと思うのですが、どのような事業でどのような効果を目的としているものなのかお伺ひいたします。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 今川委員のご質問ですけれども、ストレスチェックは職員の健康管理を行う上での新たに設けられた検査項目ということになります。

職員の健康診査については、毎年度実施しているわけですが、これに加えて昨今、メンタル的な疾患により、公務に支障を及ぼすという事例が夕張市のみならず、全国の自治体で起きていることに鑑みま

して、国の制度においてストレスチェックという新たな職員の健康管理に資する検査項目が設置されたということございまして、これは義務化されたものでありますので予算計上をしているということございまして。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませぬか。

本田委員。

●本田委員 64 ページ 2 項地域振興費 1 目地域振興費の委託料の中で、スポーツ教室開催委託料 21 万 6,000 円と計上されておりますが、このスポーツ教室というものは具体的にどういったスポーツ教室なのか、また、委託先についての検討についてお聞きします。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 本田委員の質問にお答えいたします。

このスポーツ教室開催委託料でありますけれども、これにつきましては、保育園、幼稚園等でのスポーツ教室を開催するための委託料でございます。

委託先につきましては、市内のスポーツ教室を開催できる団体の方にお願ひしています。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 このスポーツ教室はいつごろ開催のご予定でお考えでしょうか。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 今のところ、夏ぐらいを予定しております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませぬか。

今川委員。

●今川委員 地域振興費 64 ページについて質問します。

64 ページ、13 節委託料の空き家等調査委託料なんですけれども、こちらはどのようなところでどういった事業を委託することを目的としているのでしょうか、お伺ひいたします。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 まず、調査の内容ですけれども、25 年度の土地家屋調査に基づいて約 600 戸の空き家があると夕張管内なっていますので、その 600 戸について、そういう空き家調査の実績のある業者に委託をしたいということを考えております。

内容については、空き家の家屋データの整備、税務上のデータの整備、外観の調査箇所図の作成だとか、空き家の外観調査、現地調査、それらを基にデータベース化をすると、そういう中身になっております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 続けてお聞きいたします。

同じく 64 ページ、地域振興費 19 節の質問になります。

こちらにも住宅除却費補助というのがありますが、こちらは平成 26 年度まで行っていた解体費助成があったかと思いますが、こちらとの違いと改善点や新しい取り組みなどがあるかどうかお聞きいたします。

●大山委員長 細川課長。

●細川農林水産課長 従前 26 年まで 24 年、25 年、26 年、3 カ年の時限措置で除却の事務事業を進めていました。

今回は、特措法による空き家の実態を捉えた中で、特に緊急性のある解体を進めていかなければならないものを、特に進めていくという意味合いで今回制度をつくっております。

補助の内容については、基本的には従前の補助対象者だとか補助該当建物については、中身を今現在検討中ですが、ほぼ同様にしようということを進めているところです。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 続けてお聞きいたします。

65 ページ、同じく 19 節の民間賃貸住宅建設費補助の質問になります。

こちら 30 戸の建設を目標としているという話があったかと思うのですが、こちらについて詳細、どのように行うかをお伺いいたします。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり室長 この部分につきまして、まだ要綱等を固めておりませんが、4 月、5 月に開かれる行政常任委員会のほうで要綱等はお示しする予定となっております。

現在考えておりますのは、30 戸掛ける 300 万円、若年層、今夕張市内に少ない単身用の民間賃貸住宅を建設していただくということを考えております。

以上でございます。

●大山委員長 今川委員。

●今川委員 1 戸当たりで定額で決めるという話だったのですが、考え方によっては大きさによって建設費を増減するというようなお考えもあるかと思うのですが、このようなご予定はないのでしょうか。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり室長 今のところ戸当たりの、戸当たり幾らという形で考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、3 款民生費、75 ページから 86 ページまで。

本田委員。

●本田委員 78 ページの 6 目老人保護費の扶助費の中で、養護老人ホーム入居者扶助費、これが前年度予算対比で 900 万円減額されているということなのですが、この理由についてお聞きします。

●大山委員長 岡村担当課長。

●岡村生活福祉担当課長 養護老人ホームの 28 年度当初予算についてでございますけれども、基本的には養護老人ホーム、夕張市内にある夕張紅葉園、それから市外にあります養護老人ホームの施設に措

置している費用を積んでいるものでございます。減額になったということについてなんですけれども、入所費用については、措置費については単価は基本的に改定されておりませんが、これまでの当初予算経年的なものを鑑みまして措置費全体が残額が残っているということを鑑みまして、28 年度予算 900 万円程度減額したものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 過年度の予算が残っているの、今回は予算を減額したという考え方でよろしいのですか。

わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。

熊谷委員。

●熊谷委員 同じく 78 ページの委託料のところ、緊急通報装置の設置委託料、昨年比べて減っていると思うのですけれども、その理由をお願いします。

●大山委員長 岡村担当課長。

●岡村生活福祉担当課長 緊急通報システムの事業についてでございますけれども、この事業は緊急通報装置の新設の設置、それから保守ですとか電池交換を実施するといったようなことをするための予算を計上しているものでございます。

電池交換については、機器については 3 年ごとに電池交換が必要ということになりますけれども、平成 28 年度の対象世帯数が 27 年度より減ったということがございますので、その分委託料等が減額したということになります。

●熊谷委員 わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 77 ページ、13 節の委託料、こちらの成年後見制度利用資源事業委託料というのがありますが、こちらはどのように使われることを想定した予算になりますでしょうか。

●大山委員長 岡村担当課長。

●岡村生活福祉担当課長 成年後見制度の利用支援費の予算計上についてでございますけれども、これについては成年後見を利用したい人に対する支援に要する費用ということで、司法書士の方に委託するものですとか、それから成年後見の支援に対する報酬、そういったものに対する費用を計上しているものでございます。

●大山委員長 今川委員。

●今川委員 何件分の利用を見込んでの予算ということになりますでしょうか。

●岡村生活福祉担当課長 1 件でございます。

●大山委員長 今川委員。

●今川委員 続けてよろしいですか。

20 の成年後見制度利用支援費というのがあるのですが、こちらの予算については同じくどのように使われることを想定しているのでしょうか。

●大山委員長 岡村担当課長。

●岡村生活福祉担当課長 成年後見の制度を利用するのに当たって、自分で申し立てができないという方がいらっしゃる場合もありますので、その場合については市長が申し立てをすることになります。その費用に充てるものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本田委員。

●本田委員 83 ページの児童措置費の中の扶助費で、保育所入所児童扶助費、これが前年の予算と比較をしまして約 3,000 万円ほど減額されていますが、この理由についてお伺いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 ご質問にお答えいたします。

この部分につきましては、児童の減少によるものということでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 児童の減少で 3,000 万円減ということなのですが、人数にしてどれぐらい減少なのでしょうか。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 済みません、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、後ほどお答えさせていただきます。

●大山委員長 ほかにございませんか。

本田委員。

●本田委員 84 ページ、児童福祉施設費の中の児童遊園遊具撤去工事、それと児童遊園遊具設置工事の工事請負費として 274 万 4,000 円計上されておりますが、この経費算定の根拠はどういったことでしょうか。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

遊具の設置工事の方でありますけれども、仮設費、運搬費、それから諸経費、遊具含めての 114 万 4,800 円ということになります。

それから、撤去工事の方なのでありますけれども、これにつきましては仮設工事解体工事諸経費等 149 万円というような形になります。

設置工事の方に関しましては、鉄棒、雲梯等を考えております。解体の部分につきましては、現在 9 カ所ある遊具の中で危険な遊具についての撤去ということを考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、次に、4 款衛生費、87 ページから 94 ページまで。

ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、次に、5 款農林業費 95 ページから 99 ページまで。

小林委員。

●小林委員 一つお伺いいたします。

96 ページの農業振興費についてお伺いいたしますけれども、その中で夕張メロンのポスターの作成費補助 59 万 7,000 円、これらについて若干詳しくお知

らせいただきたいと思いますが、多分これは新たに夕張メロンが地理的表示の部分で新たにそういう部分から発展性があるかと思っておりますけれども、それらについての部分で新しいものかと思っておりますけれども、これらについて、市長の市政執行方針の中でも今後の展開を東京と一緒にやるという部分ですけれども、この部分のメロンのポスターの作成はどのようなものになって行くものかお願いいたします。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 地理的表示を受けたことに伴いまして、それにふるさと納税の中でも使わせていただいていると。そういう中でポスター、市民一体となって販売促進をすると、それが結局ふるさと納税に返ってくるという趣旨ですね。

農協が例年、自前でポスターを作成しておりますので、市がイベント等で今、活用すると予定しています 3,000 枚について、その費用について市の方で助成しようと、そういう考え方です。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 当然、ふるさと納税、農業委員会の部分で効果があらわれるものだと思っておりますけれども、特に一般市民向けといったらおかしいですけども、ふるさと納税というのが結構周知されているのですよ。

ただ、地理的表示というのはなかなか言葉として難しい中での、ただ、全国的にこれは割と評価の高いものかと思っておりますので、それらを含めて今後とも広報活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

●大山委員長 ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 96 ページ 19 節の経営体育成支援事業費補助というのが設定されておりますが、こちらの目的と効果、そして補助の要件の設定をどのようにしているかお伺いいたします。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 経営体育成支援事業の中身ですけれども、農林水産省の所管の補助事業になり

ますが、多様な形態育成を図ることで必要となる農業機械や施設の導入などを支援するために経営体が農協等から融資を受けて農業機械等を導入する場合の融資に対し、事業費の 3 割を上限として補助金を積むということでございます。

その事業、農業者から手が挙げた場合、交付が可能になるように 1 台分ですか、その辺、予算計上したということでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、次に 6 款商工費、100 ページ。ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、次に 7 款土木費、101 ページから 111 ページまで。

今川委員。

●今川委員 105 ページの 13 節委託料についてお聞きします。

こちら公園管理委託料というものが設定されておりますが、こちらの管理する公園の数と、主に管理する業務内容についてお聞きいたします。

●大山委員長 熊谷担当課長。

●熊谷建設土木担当課長 ただいまのご質問であります公園管理委託料につきましては、公園の数につきましては丁未風致公園、滝の上公園にあと歴史村公園等になります。

この公園の管理内容につきましては、丁未風致公園につきましては月 1 回程度の芝生の管理、トイレ清掃、滝の上公園につきましても芝生の管理及びトイレ 3 棟の維持管理ということで、そこは管理人を毎日常駐させて維持管理を行っているところでございます。そのほか、公園委託料につきましては浄化槽点検等もでございます。あと冬の管理につきましても、屋根の雪おろし等についても費用計上しているところでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 続いてお聞きします。

105 ページの同じく委託料の公園施設長寿命化設計委託料なのですがすけれども、こちらはどこの公園をどのような設計を委託することを目的としているのでしょうか。

●大山委員長 熊谷担当課長。

●熊谷建設土木担当課長 ただいまのご質問にお答えします。

公園施設長寿命化設計委託料につきましては、石炭の歴史村、歴史村公園、博物館前の擁壁及びそこに通ずる橋梁も、思い出、いこい橋の補修の設計を行うものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、次に 8 款消防費、112 ページから 115 ページまで。

本田委員。

●本田委員 114 ページ、11 節需用費の中で消防団費の中の需用費、消耗品費が前年から約 500 万円減少しているのですが、その理由についてお聞かせください。

●大山委員長 消防次長。

●石黒消防次長 ただいまのご質問にお答えいたします。

500 万円減った分につきましては、平成 25 年 12 月に消防団充実強化法というものが制定されまして、それによりまして消防団の装備の基準が改正されました。それで、個人に支給貸与する物品というのが新たに義務化されたんですけども、それを今計画的に更新中でして、今年度全団員に支給貸与するものとして、保安帽、雨衣、安全靴、耐切創性手袋というものを今年度貸与しております。これが全団員に貸与ですので結構金額がかかっています。

次年度更新するものとして、防塵ゴーグルとあと防塵マスク、救命胴衣、あと女性団員の AED とか担架とか、今年度に比べて金額が低いものを整備す

るということですが。

●大山委員長 よろしいですか。

●本田委員 わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に 9 款教育費、116 ページから 132 ページまで。

千葉委員。

●千葉委員 118 ページの指導研究費の 19 負担等の中の各種検定料補助とあるのですが、この部分についての具体的な内容等を教えていただきたいのですが、お願いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

この各種検定料補助でありますけれども、中学校におけます英検、漢検、受験を希望する方の費用の全額の補助というようなことを考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

千葉委員。

●千葉委員 119 ページの一般管理費の 19 の夕張高校魅力化各種補助についてあるのですが、これについても具体的な内容をお願いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

夕張高校魅力化の補助と、いうことでありますが、大きく 4 点で考えております。

まず、資格の取得、いわゆる英語検定、それから漢字検定とそれから進学模試、これはワープロ試験等の模試の部分であります。それから、進路指導活動費、これは体験学習等にかかる経費、それから課外活動等活動費、いわゆる部活動等にかかわる経費とこの大きく 4 点であります。

●大山委員長 よろしいですか。

千葉委員。

●千葉委員 今ありました資格所得等についての金額は全額補助なのか、お願いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 高校の英検、漢検につきましては、補助 50 パーセントということで考えています。

●千葉委員 ありがとうございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本田委員。

●本田委員 121 ページの学校管理費の中で 11 節需用費の中で、燃料費が約 100 万円ぐらい前年対比で減額されているのですが、この根拠をお知らせください。

●大山委員長 古村課長。

●古村教育課長 燃料費につきましては、灯油、A 重油、ガソリン等非常に単価が下がっております。その部分での減額ということになっています。

●大山委員長 よろしいですか。

●本田委員 わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に 10 款公債費、133 ページです。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に 11 款諸支出金、134 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、12 款予備費、135 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、次に職員手当等に入ります。136 ページから 137 ページまでありますので、ご覧願います。

〔発言する者なし〕

それでは、ここで昼食休憩に入ります。

午後 1 時から会議を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

午前 1 時 5 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●大山委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、午前中の質疑で民生費で答弁保留がありましたので、まずその答弁を求めます。

古村課長。

●古村教育課長 先ほど本田委員から質問がありました民生費の児童措置費扶助費の保育所入所児童扶助費についてであります。

児童減少によるものということで答弁をさせていただきましたが、平成 27 年度当初予算時 104 名で見積しておりました。それを平成 28 年度につきましては 83 名で見積もりをしております。約 20 パーセントの減少ということで見込んでおります。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

●本田委員 はい。

●大山委員長 それでは次に、歳入に入ります。

11 ページをお開き願います。

1 款市税、16 ページまでであります。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、2 款地方譲与税でございます。17 ページから 18 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、3 款利子割交付金、19 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、4 款配当割交付金、20 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、5 款株式等譲渡所得割交付金、21 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、6 款地方消費税交付金、22 ページ。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、7 款自動車取得税交付金、23 ページ。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、8 款地方特例交付金、24 ページ。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、9 款地方交付税、25 ページ。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、10 款交通安全対策特別交付金、26 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、11 款分担金及び負担金、27 ページ。  
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、12 款使用料及び手数料、28 ページから 31 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、13 款国庫支出金、32 ページから 36 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、14 款道支出金、37 ページから 41 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、15 款財産収入、42 ページから 43 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、16 款寄附金、44 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、17 款繰入金、45 ページから 46 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、18 款繰越金、47 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、19 款諸収入、48 ページから 53 ページまで。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、20 款市債、54 ページ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、8 ページをお開き願います。

第 3 表地方債が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、1 ページをお開き願います。

第 5 条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、付属資料に入りますが、138 ページから 145 ページまでに給与費明細書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、債務負担行為に関する調書が 146 ページに記載されておりますので、ご覧願います。

次に、地方債に関する調書でありますので、147 ページから 148 ページまで記載されておりますので、ご覧願います。

以上で、一般会計の審査が終わりました。

---

●大山委員長 次に、国民健康保険事業会計に入ります。

149 ページから 193 ページまで一括して審議を行います。

何かございませんか。

本田委員。

●本田委員 155 ページ、1 款国民健康保険料の一般被保険者国民健康保険料 2 節滞納繰越分とござい

ます。その中で、この滞納繰越分の金額が前年度予算と比較して約 70 万円ほど増加しているという数字になっているのですが、この要因についてお知らせください。

●大山委員長 芝木課長。

●芝木市民課長 滞納分に関しましては、徴収率が 26 年、27 年で上がっておりますことから、その分の増加を見込んでいます。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 徴収率、わかりました。

●大山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、市場事業会計に入ります。

194 ページから 201 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、市場事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、公共下水道事業会計に入ります。

202 ページから 224 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、公共下水道事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、介護保険事業会計に入ります。

225 ページから 268 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、介護保険事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、診療所事業会計に入ります。  
269 ページから 277 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、診療所事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

278 ページから、299 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 次に、水道事業会計に入ります。  
1 ページから 25 ページまで、一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、水道事業会計の審査を終わります。

---

●大山委員長 以上で、全ての審査が終わりましたので、取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきまして

は、この会議の全文が会議録に掲載されますので、結果のみの報告といたすこととしておりますので、あらかじめお含み置き願います。

次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 8 号の 8 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本 8 議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

●大山委員長 以上で、全て終了いたしましたので、これをもって行政常任委員会を閉じます。

大変御苦労さまでございました。

---

午後 1 時 16 分 延会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 \_\_\_\_\_